

議員提出議案第 12 号

葛飾区児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 6 日

提出者	10番	天 野 ゆうや	11番	中 江 秀 夫
	12番	おりかさ 明実	30番	三小田 准 一
	31番	中 村 しんご		

葛飾区議会議長 安 西 俊 一 殿

(提案理由)

児童育成手当が支給される家庭の収入の安定を図るために、児童育成手当の支払期月を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区児童育成手当条例の一部を改正する条例

葛飾区児童育成手当条例(昭和 46 年葛飾区条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「毎年 2 月、6 月及び 10 月の 3 期にそれぞれの前月までの分」を「毎月その前月分」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 29 年 4 月の支払期月における支払いは、同年 2 月分及び 3 月分を支払うものとする。